

第5章

計画の推進

- 1 町民、事業者、行政の協働による計画の推進
- 2 社会福祉協議会との連携による事業の推進
- 3 計画の進捗状況の把握、目標達成度の評価

第5章 計画の推進

1 町民、事業者、行政の協働による計画の推進

第3期計画は、町民、事業者、行政が互いに連携し、次に掲げるそれぞれの役割を認識しながら、出来ることを積み重ねることで、基本理念として示した地域社会の実現を目指して推進していきます。

(1) 地域住民の役割

地域福祉の主役である地域住民は、活動を活発化するため行政や社会福祉協議会と協働しながら、推進主体であるという認識を持ち、自主的に活動を展開し、地域での見守りや支え合いを強化していく必要があります。

さらに、福祉事業者・医療機関・企業などと連携することで効果的な地域福祉の推進が可能となります。

なお、年齢などを理由として、支える側と支えられる側を区別することなく、時に支え・時に支えられる関係を地域において築き、多くの方が支え合いの仕組みの一端を担うことにより、地域福祉の推進が図られることが求められています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや住民の福祉への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(3) 行政の役割

行政は、町民の福祉向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する役割があります。保健福祉分野の各施策充実と、新たな福祉制度への対応、さらには、支援を必要とする住民へ適切な福祉サービスが行われるよう各分野からなる体制整備を図ることにより、多様なニーズに対応する組

織づくりを進めます。

行政は、美幌町の福祉の方向性を定めること及び地域住民が活動しやすい体制づくり並びに必要な情報の提供に努めます。

2 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は社会福祉法により「地域福祉の推進を図る団体」として位置付けられており、地域福祉推進の中核的役割を担います。地域福祉実践計画の推進により、地域住民組織の支援や福祉教育、ボランティア人材の養成と資質の向上や啓蒙啓発などその役割は多岐にわたります。

地域住民や行政・福祉事業者・関係団体との協働により地域福祉推進を図ります。

3 計画の進捗状況の把握、目標達成度の評価

第3期美幌町地域福祉計画の期間は8か年ですが、計画の推進と並行して随時推進評価し、地域福祉推進における課題の見直しをすることにより次期計画の課題抽出を行います。

地域福祉の推進や評価の管理、次期計画の策定の方針など必要な議論は美幌町地域福祉計画策定委員会で実施しますが、評価内容はインターネットを活用した公表により、計画見直しや地域福祉の実践に繋がるものと考えます。

また、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画の評価・見直し等の検証を行い課題の共有や方針決定などの連携を図ります。